

平成25年 7 月

刈谷知立環境組合議会臨時会会議録

平成 25 年 7 月 2 日

議事日程第2号

平成25年7月2日(火)

午前10時19分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 報告第1号 平成24年度刈谷知立環境組合一般会計継続費の繰越しについて
日程第4 議案第3号 刈谷知立環境組合余熱ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

出席議員(15名)

1番	伊藤幸弘	2番	沖野温志
3番	池田滋彦	4番	加藤賢次
5番	佐原充恭	6番	石川信生
7番	白土美恵子	8番	鈴木絹男
9番	坂田修	10番	星野雅春
11番	前田秀文	12番	高橋憲二
13番	山内智彦	14番	山本シモ子
15番	安江清美		

欠席議員(0名)

説明のため議場に出席した者(5名)

管理者	竹中良則	副管理者	林郁夫
会計管理者	伊藤之雅	所長	藤田勝俊
業務課長	栗田全雄		

職務のため議場に出席した事務局職員(5名)

業務課長補佐	伊藤寿	総務係長	岡田金幸
余熱施設係長	原勝理	主任主査	野々山款
主任主査	二宮正和		

○議長（沖野温志）

ただいまから平成25年7月刈谷知立環境組合議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、過日送付いたしました議事日程表の通りでありますので、ご了承を願います。
これより日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本組合議会、会議規則第72条の規定により、会議録署名議員には、5番 佐原 充恭議員、12番
高橋 憲二議員の両議員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定について、を議題といたします。お諮りします。

本会議の会期は、本日1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野温志）

異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

次に、日程第3、報告第1号平成24年度刈谷知立環境組合一般会計継続費の繰越についてを議題
といたします。

当局より本件の報告を願います。

○議長（沖野温志）

業務課長。

○業務課長（栗田全雄）

おはようございます。

報告第1号平成24年度刈谷知立環境組合一般会計継続費の繰越についてをお願いいたします。地
方自治法施行令第145条第1項の規定により継続費の繰越について、別紙のとおり報告するもので
あります。別紙の平成24年度刈谷知立環境組合一般会計継続費繰越計算書をお願いいたします。

3款1項施設管理費、事業名は旧工場棟整備事業であります。平成24年度の予算現額は2億450
万円でこれに対します支出済額は1億8,304万5,000円でありましたので、残額2,145万5,000円を翌
年に通次繰越するものであります。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（沖野温志）

ただいまの説明に関連する質疑を行います。

○議長（沖野温志）

別に質疑もないように思われますので、これで質疑を終わります。

本件は報告ですのでご了承願います。

次に、日程第4、議案第3号刈谷知立環境組合余熱ホールの設置及び管理に関する条例の一部改

正についてを議題といたします。

本案の朗読は省略し、直ちに当局より説明を願います。

○議長（沖野温志）

所長。

○所長（藤田勝俊）

議案書の1ページをお願いいたします。議案第3号刈谷知立環境組合余熱ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の改正は、施設の改修に伴い新たに設置するトレーニングジムなどの利用料金、指定管理者の業務及び指定管理者の指定の手続等を定めることとし、指定管理者制度、利用料金制度導入に伴い、使用を利用に改めるなど、字句の整理を行うものでございます。

それでは、条文にそってご説明申し上げます。あわせて参考資料として、新旧対照表のほうをご参照いただければと思います。

第3条の改正は、利用許可を定めた規定において、指定管理者が行うことができることを定め、あわせて字句の整理を行うもの。

第4条は、利用の制限を定めた規定で第3号に建物及び附属設備を害するおそれがあると認めるときを加えるとともに、字句の整理を行うものでございます。

第5条の改正は、字句の整理を行うもの。

第6条の改正は、次ページにかけまして利用料金制度を導入することに伴い、利用料金の額は、別表に定める額の範囲以内において指定管理者があらかじめ管理者の承認を受けて定めるものとし、利用料金は指定管理者の収入として収受させるものとする規定を定めるもの等でございます。

次に2ページ、第7条の改正は、多様な支払方法を想定し、利用券の規定は削除し、以下8条から13条までを1条ずつ繰り上げ、字句を整理するもの。

第14条の委任規定を第16条に繰り下げ、改正後の第12条の次に3条を加える改正は、第13条で施設の管理を指定管理者で行わせることを定めるもの。

第14条は指定管理者の指定の手続について、刈谷市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の例によることを定めるもの。

第15条は、指定管理者が行う業務について定めるもので、第1号は余熱ホールの利用に関する業務、第2号は余熱ホールの維持及び修繕に関する業務、第3号はその他管理者が定める業務でございます。

なお、刈谷市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例につきましては、参考資料として添付をさせていただいておりますので、ご参照願います。

次に3ページをお願いいたします。

別表にかかる改正は利用券を指定した別表第2を削り、別表第1を改正するものであります。

(その1)では、従来のプール利用料金に改修により設置するトレーニングジムの利用料金及びプールの専用利用料金を加えると同時に、字句の整理を行うもの。

次に4ページの(2)では、フィットネススタジオ、多目的ルームの専用利用の料金を定めるものでございます。附則といたしまして、第1項は施行期日を定めるもの、第2項及び第3項は経過措置で、第2項は指定管理者の指定に関し必要な行為は改正後の条例の例により、この条例の施行前に行うことができるとするもので、第3項は改正前の条例第7条及び別表第2の規定により購入された回数券で現に存するものはこの条例の施行日以後も使用することができるものでございます。提案理由といたしましては、余熱ホールの改修及び指定管理者制度の導入に伴い、必要があるからでございます。

以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(沖野温志)

ただいまの説明に関する質疑、討論を許可します。

○議長(沖野温志)

14番山本シモ子議員。

○14番(山本シモ子)

議案第3号の提案を今受けたところです。この提案のそもそも論が、すべて私は理解がしがたいと思っております。

議案第3号は刈谷知立環境組合の余熱ホールの設置、改修に伴うための新たな条例改正が出ていますと受け止めます。で、その上で、余熱ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正として、指定管理者を導入するというのが出ております。説明資料につきましても施設の改修に伴い、新たに設置するトレーニングジムなどの利用料金を定めるもの。二つ目は、指定管理者の業務及び指定と手続を定めるもの。ただいま、先ほど提案の説明の中にもこの条例の中身が説明されました。三つ目が指定管理者制度の導入にあわせ、利用料金制を採ると同時に、字句の整理を行うものという議案説明の中身があります。

そもそもまだ余熱ホールの施設については、刈谷知立環境組合の直営でおこなわれているわけですが、この条例は、議案第3号は指定管理者を導入することと一体になっているものとなりますね。それはこの条例の中身で確認することができます。そもそも論で、設置及びまだ指定管理者導入が決まっていないものをその条例の中身の中に指定管理者、管理者を指定管理者にする、そういうふうに中身をかえた一体のもので成ることが成り立つものなのかどうか、これに対しては、詳細な説明をお願いしたいと思います。

質問が3回までしかできないことから、その質問を1点目にした上で成り立つのかという質問を

した上で、次に余熱ホールの位置付けはどうなっているのでしょうか、これについてをお願いします。

○所長（藤田勝俊）

まず、この条例改正につきまして、指定管理者を導入するという事で議案を提出させていただいております。その中で指定管理者を行うには、その手続を定める必要があります。その定める内容については、刈谷市の公の施設に係る指定管理の指定の手続に関する条例で、これをその条例の中に入れることによって、その手続を行うことができるということになりますので、そういった形でやらせていただいております。それで、それがいいのかというようなお話もあったかと思うんですが、それにつきましては、法規の担当のほうとも検討を重ねまして、この形でいいということで了承を得ておりますので、よろしくご理解のほうをお願いいたします。

また、余熱ホールについてでございますが、余熱ホールにつきましては、クリーンセンターの余熱を有効に利用し、年間を通じて子どもから高齢者まで家族連れで、気軽に楽しめる場として温水プール施設と住民のふれあいの場として活用できるコミュニティ施設として建設された施設でございます。

以上でございます。

○14番（山本シモ子）

一体の提案が成り立つのかについては、法規担当が成り立つというふうに言われたと、事前にその旨を確認して提案されたようです。今回の、私は成り立たないと思います。そうであるならば、まず余熱ホールを指定管理者にするための手続を定める、最初にその条例提案があって、次にこのような刈谷知立環境組合余熱ホールの設置及び管理に関する条例というふうになるんだと思います。私はそのことを指摘したいと思います。その上で、条例の中には、指定管理者の指定を手続が第14条になるんですかね。指定管理者の指定の手続については、刈谷市のルールにのっとるということがここに書いてあります。それでは、この議案と同等に指定管理者の選考が始まるということになるとと思いますが、指定管理者の選考の日程についてをお聞きをします。

そういうことと、まず次に余熱ホールの位置付けについて、私がなぜここで質問したかという、家族等年代の広い範囲で有効にコミュニティが利用できるようにするという位置付けになっているという文書を読み上げていただきました。余熱ホールは、そもそもこちらに刈谷・知立市の皆さんが、運ばれたごみを燃やす、この余熱を利用して市民サービスを図るものというようにされている施設だと私は認識をしております。

この余熱を利用した施設に対して、1回目で指定管理者の選定についてを今お聞きしています。その上で、その日程は教えてもらうわけですが、余熱ホールの位置付けは、そもそもごみを燃やした余熱を利用した市民サービスだよというところから、この余熱ホールを指定管理者にすることに

よる、指定管理者は利益をこれで得ることになるのかについてお聞きします。

○所長（藤田勝俊）

まず、スケジュールでございますが、今後のスケジュールにつきましては、6月の議会で構成市のほうで、規約改正の議決をいただいております。それに伴って愛知県のほうから許可をいただきます。その後、今回の7月の臨時会に上程させていただいております余熱ホールの設置及び管理に関する条例の改正議決をいただき、そのあと指定管理者の公募を8月から行ってまいります。そのあと、11月からですが、余熱ホールの改修のほうに入っております。そして、12月の議会の折に、8月から公募いたしまして、候補選定をいたしますので、その指定管理者の指定についての議決をいただきます。その後、平成26年3月の組合議会で、予算の審議をいただき、4月指定管理者との協定の締結を行ってまいります。

ウォーターパレスKCのリニューアルオープンの日程でございますが、最終的には26年の6月にリニューアルオープンのほうを考えております。スケジュールについては、以上でございます。

それと手続の関係で、指定管理を指定するような手続について、事前に決める必要があるのではないかというお話があると思いますが、それにつきましては、今回の経過措置の第2項におきまして、指定に関する必要な行為は改正後の条例によるということで、条例施行前に行うことができるということで、やっておりますのでご理解をお願いします。

あと、指定管理を行うことによって、その経費はどうなるのかというお話ですが、この条例にもありますように指定管理者がその収入として収受することになるということでございます。

以上でございます。

○議長（沖野温志）

14番 山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

指定管理者の選定公募は、8月から始まるということです。12月議会にその指定管理者の内容が提案されるのではないかと考えています。そうすると内々の公募をされて、そして内々の決定がなければ提案はできないわけですから、その辺のすみやかな内容を教えていただかなければならないと思います。その上で、指定管理者は今回新たに改修される事業において、プールについては利用料金は変わらない、変更はない、65歳以上の半額をこれも変わらないというふうになると認識しております。新たに加えられるトレーニングジム等の利用料金等で指定管理者になったところが利益を得ることになるというふうにも認識しました。私は、一番最初に余熱ホールの位置付けは何かというふうにお聞きをしました。多様な市民の皆さんが交流できるコミュニティの施設だというふうにお聞きしたので、そうであると思っています。この質問の中でも、先ほども述べましたが、そもそも余熱ホール、年間を通して利用できる温水プールは、これはこのごみを燃やした余熱を利

用して、コミュニティを図る施設になっているわけで、ここに利益はかからない。施設管理においてはかかりますけれども、新たな熱を使うわけではなくて余熱を利用したという施設になっているわけで、そこに利益を得る指定管理者が入ることは、私はなじまないと思います。直営でやるべきです。これは、儲けを得る施設ではないと思います。

直営でやるべきということから、ルールにのっとって指定管理者と同等の条例提案は成り立つというふうに述べましたが、議長、この提案の議案の送付を受けたのは1週間前です。これは、ルールにのっとって送付は受けました。説明は受けていません。提案説明は、今日受けたわけで、それこそが突然でしょう。なぜならば、一体のものとして提案されたわけですから、これこそ突然だと私は言わなければなりません。先ほどの陳情の取り扱いのことを言うならば、これだって突然で、1週間前なら成り立つとかそういうものではありません。そもそもこれまで直営でやられてきて、市民に幅広く利用できる施設としてなじんでいる施設を今後は株式会社になるのかどうかわかりませんよ、利益を得る指定管理者が管理をするということが、あってはならないと私は強く申し上げたいと思います。

洲原温水プールも刈谷市直営の施設ですが、ここにおいて遊泳者同士の事故が発生しました。この事故に対して刈谷市は、指定管理者に責任を転嫁させようとする、事故はなかったものとしようとする。監視員の目の前で起きた事故に監視員は見てなかったという指定管理者の言い分をそのまま受け止める。こんなことがこの2年間続いています。私は直営でやって、市によりよいサービスをするべきだと思いますので、議案第3号の刈谷知立環境組合の余熱ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正、指定管理者導入は反対の立場から反対を表明します。

○議長（沖野温志）

11番 前田秀文議員。

○11番（前田秀文）

先ほどは失礼しました。

予算のほうは3月議会で通っておりますのでね、これに対して異議とかそういうことではございません。条例の改正についても特にそれはないんですが、この前6月の刈谷市の福祉経済委員会で委員さんのほうから、言葉も出た中で少し気になる点、当時委員長でしたので、私も気になる点もありまして、それで本来でいけばこの予算のときに言うべきことかも知れませんが、各委員会の検証ということで質問のほうをさせていただきたいなと思いますのでよろしくお願いします。

今回の余熱ホールの条例の改正は、指定管理者の導入、施設の改修により施設が変わることになるに伴い行うということですのでございますね。施設改修にあたり、利用計画を平成22年度に策定したと聞いておりますが、計画立てる策定の中で利用者の意見を把握するための利用者アンケートがされております。そのアンケートが利用者の意向を把握することに有効なものであったかどうか、その

アンケートの結果の中で、またその中でアンケートの中で特筆できる内容があれば教えていただきたいと思ひます。要はこれの前例となるアンケートが正当なものであったかどうかというのが、一番前半のポイントだと思ひるので、また特筆できるものがあつたら教えていただきたいです。

○議長（沖野温志）

所長。

○所長（藤田勝俊）

アンケートの調査については有効なものであったと考えております。アンケート調査の有効性につきましては、調査件数が統計上母集団から必要な標本数を計算し、許容誤差範囲以内であれば信頼できるものというふうにされております。今回の調査におきましても、アンケート実施期間平成22年11月から平成23年1月までに入館者数は過去10年間の同期間内の平均入館者数1万5,209人を元に、ほぼ毎日お風呂を利用されるなどリピーターの方も多し状況を勘案した結果、実際の利用者数、いわゆる母集団は約1万2,000人となります。この数を元に算出した必要なアンケート数、いわゆる標本数は370人となります。アンケートの有効回答数342は許容誤差の範囲であり、施設利用者全体の意向を反映するものとして、信頼できるというふうに考えております。

また、アンケートの結果の内容についてでございますが、施設利用者が利用した施設として複数回答をいただきプールが313人、パーセントで67.7%、浴室が86人、パーセントで18.6%、合わせて399人で全体の86.3%となります。その中の浴室利用者数86人のうち、67人の方はプール等利用後に体を温めるために浴室を利用されている方々でございます。入浴のためだけに来館された方は19人で回答数の5.4%にとどまっております。

また、この内訳において50代、60代、70代をあわせた方が18人となっております。次に設置して欲しい施設といたしましては、エクササイズ、フィットネススタジオが155人で39.2%、充実した温浴施設が82人で20.8%となっております。これは全体の約6割を占める高い要望となっております。

以上でございます。

○議長（沖野温志）

11番 前田秀文議員。

○11番（前田秀文）

今のお言葉ですと、アンケート自体は基準にそつているということで、有効なアンケートであるということが理解できました。設置して欲しい施設としては、エクササイズ、フィットネススタジオが39.2%ということで、約4割。やはり1番であるということもわかりました。この要望を重視した改装というんですかね、そういったことであるということで、全くそういったことを理解ができました。この中身の中で19人がお風呂で入浴のためだけにこられた方が19名みえるということも、

中でね、5.4%ですけれども、私もこんな人間だと思っておりますが、なんとなくそういう奇異に感じるというんですかね、そういった部分に施設があるから、もちろんそうやって使われるということも、もちろん有効なんですけど、銭湯もいろいろあるし、どうなのかなと、値段を聞くと50円を入れるということも聞いておりますので、そういったことが利用された方のあれかなという気がいたしておりますが、それでどうのこうのということもありませんが、一応少数5.4%、19名という数字の割には、なんか先ほど陳情の方が425ですね、まあ、いいですけどね、ということでね、何となくこう不自然な気はしますけど、銭湯と間違えておるのかなというような、非常に違和感を持ちました。当初の多分、その施設の利用の目的的なものでいけば、冷えたからだを温めるために、そういった入浴施設となったのではないかなと思っておりますが、まあ、いいです。

次、2回目として、アンケート結果を踏まえて浴室などの改修内容について、その利用者への対応や住民への周知の方法はどのように考えているのか、また、年に1件程度、浴室での事故があるということも前に委員会で聞いております。事故の内容はどのようなものだったのか教えてください。

○議長（沖野温志）

所長。

○所長（藤田勝俊）

浴室の改修内容につきましては、プール利用後に浴室を利用していた方々には水着で利用するお風呂、いわゆる温浴施設であるクアコーナーを新設し、更衣室にはシャワー設備を新設いたします。また、浴室だけを利用しておられた高齢者の方には、毎年1件ほど事故があったことを防止することも考慮し、知立市民の方も無料で利用できる刈谷市の高齢者福祉施設のひまわり、あるいはたんぼぼの入浴施設を4月から窓口のほうでご紹介をさせていただいております。

なお、これらの施設は看護師を設置するなど安全面にも考慮されており、代替施設として利用いただけるものと考えております。住民への周知につきましては、浴室の改修を含め施設の改修内容につきまして、地元の方々への理解を得ることも必要であると考えておりますので地区役員を対象に説明をおこなっていく予定をしております。

次に事故の状況でございますが、いずれも浴室内で倒れられた事故でございます、平成21年度12月に67歳の男性、2月に80歳の女性、平成22年度10月に67歳の男性、平成23年度2月に79歳の男性の4名でございます。いずれも無事に帰宅されましたが、このうち3件は、救急車の出動を要請しております。

以上でございます。

○議長（沖野温志）

11番 前田秀文議員。

○11番（前田秀文）

ありがとうございました。

住民への周知は、今からも、今後からも、過去からもされており、しかも先ほどお風呂の問題もいろいろあったんですが、体を温める温浴施設は新設されるということでございます。ですから水着を着たまま入ってここは温浴の施設だよということだと思います。ですから、風邪をひかないとかそういったことの配慮はされているなということでございます。

それと、入浴の方のみ、先ほど19名というアンケート結果でございますが、その方たちもお願い等でたんぼぼとかひまわりへ、そういったことで知立の方も当然、これただでしたか、ということでございますので、50円すらもかからないということでございますので、そういうところへ誘導していると、そういった理解していただける方も、ふえてきているようなことも聞いております。いずれにしても今回の改修でお風呂のみとしての機能はなくなるが、他の要望の多いエクササイズ、フィットネススタジオが新設されることは非常に好ましいと思っております。聞いております入浴のみの高齢者の方、50歳以上ばかりでしたか、の中にはあまり言いたくないということであれですが、聞いている中では、下のほうの垂れ流しもあったというようなことも聞いております。まあ大変だったろうと思しますので、実際には看護師だとか、そういった病院的な施設もあるわけではないので、救急車で運ばれるような方が3名おるということで、過去には。そういったことも含めますと、やはりそういった方がみえるということのほうは責任問題ということを考えると、非常にこの辺は利用率もこんなに低くてお風呂をなくして代替りのものにするということは、非常に好ましいのかなという気がいたしております。

廃止についてはやむなしというよりも、これ以上はやってはいけない、そんなような気もいたしておりますので、私としては十分に理解できましたので、ありがとうございました。

以上です。

○議長（沖野温志）

5番 佐原充恭議員。

○5番（佐原充恭）

2点ほどお聞きします。

これで2.7億円投じまして、集客力の高い施設に改修することが目的でございますので、初めに具体的にどの程度の集客率の向上を想定しておられるのか。先ほども出ましたけれども、オープン時期、それから告知をどういうふうにするのか教えてください。

○議長（沖野温志）

所長。

○所長（藤田勝俊）

まず、どれくらいの目標をとというようなお話でございますが、刈谷市の同施設の入場数から、トレーニングジム、フィットネススタジオの利用人数を推計で算出するとともに、相乗効果によりまして、プールの増加分をあわせて過去10年間の平均入場者の数、約13万人より10%にあたります、約1万3,000人程度の増員を現時点では想定をしております。

またオープン の 時期につきましては、平成26年の6月を予定しております。また、周知の方法といたしましては、刈谷知立両市の広報誌、また両市と組合のホームページ、並びに余熱ホール施設内などでの告知なども予定をしております。

以上でございます。

○議長（沖野温志）

5番 佐原充恭議員。

○5番（佐原充恭）

ありがとうございます。

10%増、完全に集客増を目指しておられるということだと思います。あと1年、約1年後の予定でございます、ぜひ集客の向上の努力、どんどんしていただきたいなと思います。そこで重要な、これは情報をいかに発信していくかだと思います。

その最近の主要な手段がホームページだと思います。現在の環境組合さんのホームページですね、ご覧になられた方みえると思いますけれども、私もつくったことがありますので、なかなかつくるのは難しい。現在、ビジュアル的な面も含めまして、素朴なつくりになっていると思います。これ、私は嫌いじゃないんですけど、ちょっと古いかないとは思っております。最近ですね、ご存じのように刈谷市のホームページが新しくなりまして大変好評を博しております。広報コンクール、県の、入賞されていますということでございます。

二つ目の質問ですけれども、刈谷知立環境組合の今回の改修を期にホームページを刷新してはいいかかなと思いますけれども、考えを教えてください。

○議長（沖野温志）

所長。

○所長（藤田勝俊）

施設の魅力に限らず情報をアクセスすることは大切なことと認識をしております。しかし、現状はですね、ホームページにつきましては、組合職員の手作りという形で素朴に行っております。そんな中で改善すべきところもあるというふうには認識もしております。今後につきましては、刈谷知立両市を始めといたしまして、ホームページの内容、あるいは経費など調査するとともに組合のホームページの刷新も含めまして、情報発信について構成市であります両市と協議、検討してまいりたいというふう考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（沖野温志）

5番 佐原充恭議員。

○5番（佐原充恭）

ありがとうございます。

やはり課題になるということでございます。やはり、なんと申しますか、公益が高いホームページというのは、やはり行ってみたいなと感じられるものじゃないかなと思います。施設のイメージも格段に向上します。制作費も最近安くなってきているのではないかなと思います。先ほど、手作りとお聞きしましたけれども、そちらのITに精通された方がいれば、それは自作してもいいのかなと思いますけれども、いずれにしてもこの組合全体見ましても、旧工場棟が解体、これ1回はリフレッシュされるものだと思います。それから、リサイクルプラザ、私以前から申し上げていますが、もっと大変よい取り組みだと思いますので、もっといろいろな形としてきていただきたい。こういった思いもでございます。

それからですね、昨年も視察で見えてきたんですけども、資源循環の大切さ、こういったものを発信するツールとしてのホームページは大切だと思います。いろいろなこと考えますと、リニューアルのタイミングがきているのではないかと思いますので、この1年ここでタイミングをはかって、例えば余熱ホールの改修の告知とホームページの刷新のタイミングをうまく合わせていくと非常に合うかなと、組合のイメージ認識してもらえないかなと思いますので、ぜひ一度ご検討いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（沖野温志）

12番 高橋憲二議員。

○12番（高橋憲二）

開会前に本議案と関連の深い陳情がありましたが、結果的に門前払いでこれを審査しない。今前田議員も議論されておる、この審議そのものが机上の審議そのものだと私は思うんですね。そうした問題を時間的な問題、あるいは会議規則上の問題を盾にとられて、門前払いをされるという件については、極めて遺憾だということをお伝え申し上げる必要があると思います。また、予算が可決されたということと、具体的にどのような余熱施設の設計になるかということは違う話。工事を行うという時点での議会の態度と、どういう内容のものができていくかということについては、別途吟味して市民の付託に応える、そういう役割を果たすのが我々の当然の義務だというふうに考えております。

そこで、私、お伺いしたいのは、今回お風呂をなくすという実施設計になっているんです。なぜ、お風呂をなくすのか、今日いただきました3月定例会の議事録がここに今日いただきましたが、こ

の中でも書いてありますし、今前田議員が質疑をされた中にあるんですが、一つはお風呂の利用者が少なくなっていると、昭和62年でしたか、出来たのがね。20年前とお風呂の需要が家庭風呂もできて、お風呂の需要が変わってきたということが一つ。もう一つは、特定の人に偏った利用になっているように思われるということ、先ほども同じような質疑等ありましたが、そのこと上げておられる。もう一つは風呂場で重大な事故があったと。だから、管理上危険ということも、廃止の理由の一つに上げておられます。そこで私、少し立ち入ってお聞かせいただきたいんですが、アンケートは、平成22年改修事業基本計画策定時に基本計画を受託した大建設計によって行われたというふうに理解をしておりますが、そういうことでよろしいかどうかね、これはのちほど確認等いただきたい。今ひとつはアンケートが大建設計によって行われたのですが、アンケートの項目について管理者スタッフの側で、この管理組合でチェックされたのかどうか、設問の中身についてね、この点についても一つご確認をいただきたい。

それでアンケートはですね、先ほど所長が答弁されましたように、342の素材、標本数といえますか回答者がありました。利用者全体からいくと、極めて少数ですが、しかしそれは統計表の資料としては、セーフだというシステムということにします。それで、342名が回答されて、これ複数回答です。500円払えばプールに行ける。プールに行った人は休養室にも行ける。お風呂にも行けますよね。一人で3回4回と会場転々とする可能です。それから、お風呂だけ入って帰られる方もある、これ100円、100円で済むわけですね。したがって、複数回答になっているんですが、浴室利用者は86人です。86人で複数回答ですからこれを回答者342で割る必要がありますね。複数回答の総額を分母で割ってみる、あのおたくたちのアンケートの集約は。そういう点でいくと、342人の方が利用されてそのうち86人の方がお風呂を利用されているんです。つまり25%、プール利用者が91.5%です。これ当たり前ですよ。余熱利用のいわば中心的な施設ですから、これを90%以上の方が利用される。これはよく理解できる。しかし、お風呂は25%利用者がいるということですね。問題になっている大広間、これ5.2%、会議室0.3%、和室0.1%、これ専用した場合のことをさして言ってみえるのかどうか、ちょっととよくわかりません。ごろっとあそこへ行って、いいですよ。100円出したら。だけでもそれは、和室を占領することもできるので、どういう種類の方々の利用をチェックされたのかわかりませんが、和室の利用が0.9%、会議室0.3%、2階の観覧ロビーが5.2%、大広間5.2%、飲食コーナー6.7%です。それで、お風呂が25%、プールが91%、こういう施設の利用状況からいくと25%をもって少ないというのは、やや早計ではないかとそういう判断をされるのはというふうに思います。この数字をどのようにお感じになるかということに合わせてお答えいただきます。

さらに見てまいりますと、この施設の利用者の多くは50代以上なんですよ、50代以上。リピーターのひと月9回以上来るという方が、70歳以上が圧倒的ですね。つまり高齢者に人気があるんです

よ、この施設は。私それとてもいいことだという具合に思います。もともと、こういう施設は言われておりますように、地元還元施設という色彩をベースにつくられました。当初この設計をするのに、4町ですね、環境アセスメントをやった刈谷市地区の周辺4町の皆さんの創意と意見を聞いてこういう施設につくったんです。これは時代とともに変遷していくということを理解いたします、私は。

しかし、そういう形でできたものが、今申し上げたように高齢者に非常に支持されて利用されている。アンケート、このアンケートはちょっと蛇足ですが、これは当議会の皆さんには配布されているんですか。当議会の皆さんに、いつ配布されたんですか。これは私、知立市議会の条例審査、規約改正の審査のときに知立市議会からいただきました。この組合の皆さんに配布されたんですか。ちょっとこれを確認お願いします。今、ごめんなさい、3回という原則があって、1問1答でやると頑張るんですが、沖野議長、残念ながらそういう仕組みなんで、私一遍に総括的に申し上げないとこれ私の仕事できないんで申し上げているんですが。アンケートは配られたんですか、これ。組合議会なんですけれども。

ここの中にありますように、浴室利用は50歳以上60歳が23%、70歳以上が35%、高齢者に非常に支持がある、これよくわかるんですよ。さらにこの施設をどういう方々が利用しているか。利用頻度、70歳以上の方が月9回以上、27.8%、月9回以上の方は30歳から40歳で33.3%、20歳以下5.8%、このように回を重ねてこの施設を利用されている方々に高齢者が多い。その人たちお風呂を楽しみにおいでになることについては、前田議員が揶揄されたような、受け止めはね、うちに風呂があるじゃないかというような響きだったんですが、私は、いこいの場所として地域への還元施設としてこういう形で地域の皆さんに支持されているということは、悪いことではないんじゃないか、いいことなのではないか、この認識を間違えますと、お荷物施設というふうに対応が変わってくるのですが、この認識をしっかりと承りたいというふうに思います。

もう一つ事故のことですが、きょう、あのいくつか年度と事故の内容について若干言われました。私、3月の議会で質問したときも所長さん、別の所長さんでしたかね、重大な事故があったということと言われましたが、本当に重大な事故があったとすれば、なぜ議会に報告がないのか、これは全員協議会でも、その他の案件のときでも結構です。あの議題に載せる必要はないですが、報告いただいてこういう重大な事故があったと、しかしこれが二度と起きてはいけないので、こういう対応を組合としてはやるんだと。こういうものが適宜適切にご報告があって、ではこういうふうな対応にしなきゃまずいじゃないかといって、一つ一つその事故に向き合って、処方述べて、そして対応するというのが行政の当たり前の姿勢ではないでしょうか。

今まで私、長年この議会に席をおいてきましたが、一度も事故の報告は承っておりません。今回、廃止するにあたって、どどどっといやこんなに事故があったんだというふうに言われますが、これ

は廃止の便法に、いわば利用されているそういう内容ではないのかというふうに言わざるを得ない、そんな感覚を持つんですが、なぜご報告がなかったのか、合わせてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖野温志）

所長。

○所長（藤田勝俊）

いくつかのご質問をいただきましたので、順番のほうにつきましては、順不同になるかもしれませんが、ぜひよろしくお願いいたします。

まず1点目の大建設計ですね、そちらのほうで頼んだのかといったお話です。それにつきましては、大建設計のほうで委託をしております。

また、次に設問のチェックをしたかというお話でございますが、設問についてはチェックをしているというふうに考えております。

○12番（高橋憲二）

考えている。

○所長（藤田勝俊）

はい。考えているというか、当時のものでございますので、その設問についてはその設問する項目について協議、その内容については関わっているというふうに考えております。

それから、3点目の利用者のパーセントの関係でございますが、これにつきましては今議員がおっしゃられたパーセントは利用施設のパーセントかと思うんですが、そちらのパーセントにつきましてはそうなんですが、もう一つですね、やはり何を目的にこちらのほうにみえているかということがございます。それを見たときに、やっぱり入浴のためにということで、5.4%という数字が上っております。それ以外の目的でというふうに言われている方が、やはり運動しにきたとかというのが47%で約半分おみえになっております。そういったことがございますので、今回の改修につきましても、健康増進というか、運動をされる、運動をしにきたいという方が多いという意向を受け改修をしていくというふうにご理解をいただきたいと思っております。

それから、アンケートについて報告をしたかというお話なんですが、これにつきましては私のほうは平成22年度のときに報告をしたというふうには伺っております。

それから、事故の関係でございます。事故の関係についてでございますが、これについてはなぜしなかったのかということになるわけですが、申しわけございません。今後そういったものがある場合にはご報告をさせていただくようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（沖野温志）

12番 高橋憲二議員。

○12番（高橋憲二）

いろいろおっしゃいましたが、アンケートの中身、これは大建設が業者としてやられたんですよ、これについてチェックしたと思う。これ22年の話ですよ。大建設の基本設計は、22年、23年に実施設計ですから、25年ですからね、役所のその任務は3年5年というふうに言われますが、22年の段階できょうのスタッフは一人もみえないんですかね。22年の段階で存在された方々は。これは確信をもって答弁できないんですか。チェックしたと、あるいはチェックができてなかった、あるいは全くわからない。つまり、あなた方がそのお風呂を廃止する主要な要因にアンケートがあげられているから、私はあえてお伺いするんです。あげていらっしゃらなかったら、そんなある意味では、主体を行政がやってみえるわけですから、そこまで立ち入ったお尋ねはどうかと思うんですが、アンケートの結果がお風呂廃止の最大の要因になっているアンケートが、大建設の手によって行われたことを認められましたが、チェックしたのか、考えている。これはまずいですね、これは。なぜ私はそういうこと言うかといいますと、このアンケートには、将来欲しい施設は、アンケートで聞いてみえます。先ほど、いろいろお答えになりました将来欲しい施設はどうなんだと聞いてみえますね。エクササイズ、フィットネスジム39.2%、これ一番高いです、将来欲しい施設。第2位温浴施設20.8%、これ第2位です。温浴施設ってなんです。私ちょっとよくわからないです、温浴施設。クアコーナーのこと言ってみえるんですか。じゃ、だけど普通の人は温浴施設というとお風呂、あたたまるお風呂と高齢者が回答するんですよ。私は温浴施設に20.8%という支持があるということは、クアコーナーと読み換えると今回のような設計になるんですが、クアコーナーというのは所長、現在あるわけでしょう、現在すでに、現在ありますがね、クアコーナーというのは。南のほうに、南といいますか、窓側の際に。もう一つクアコーナー造ってあります。今のお風呂のところですね。だから、クアコーナーを二連動でやって、お風呂を減らすというんですが、ここで述べている温浴施設20.8%というのは、高齢者の皆さんが、先ほど申し上げたような利用実態からいくと、お風呂を充実してほしいなという声だというふうに読み取ることも必要ではないか、私はそう思ってます。

第3位、健康管理等の支援体制、これ第3位10.1%。エクササイズ、フィットネス4割、温浴2割、健康増進の支援1割。私はエクササイズシステムやフィットネスジムをつくることに反対しているわけではありません。時代の要求にそって、会議室やあるいは和室の大きなところを今のような形で管理するよりは、フィットネスフロアをつくってやれる、あるいはまた、きょうご提案のようにトレーニングジムをつくる、これは賛成です、私。けども返す刀で、その先ほどいったような支持があるお風呂をなぜきらなきやならんのか、私が一番疑問なの。お風呂を残しておいて何か支障があるのかとね、クアコーナーをつくって、2カ所つくるんですよ、2カ所になるんです。これは二重投資ではないんですか、私はそう思いますね。

そういう点では、私は意図的にこのお風呂がネグレクトされたというよう疑念を持つんですよね。それで、大建設が行ったアンケート、欲しい施設や機能については聞いているんですが、現在の施設をさらに充実させるにはどうしたらいいかという設問はゼロなんですよね。例えばお風呂をもうちょっと広くして欲しいとか、そういう要求が多分あるでしょう、あるいはアンケートの中にもありました。プールから直接風呂行けるようにして欲しい、そういう声があったでしょう、アンケートにもありましたがね。だけど、これは今できていませんよ。だから、直接行けるようにして欲しいという声もある。

こういう声も丁寧に拾っていくと、必ずしもお風呂の廃止にはつながらないと、だから私はチェックしたのか聞いております。それで、現在の施設は満足かどうかというのを聞いている、利用者の満足度、満足39.3%約4割が満足です。やや満足24%、6割を超える方が満足ですよ。安倍内閣の支持率よりやや高いんですよ、満足が。じゃ、ここをどう受け止めるかということですね。今回その満足だというのを全部ひっくりかえすとももちろんプールありますよ、プールはメインですから、いいんですが。そこら辺の対応が必要ではないか。だから皆さんがおっしゃっているお風呂は利用者が少ない。利用は特定だ。ということを短絡的に私は受けとめるわけにはまいらんというふうに思うんですね。改めて、答弁を求めたいと思います。なぜ欲しい施設を聞いて、現在の施設の改善をアンケートは求めているのかお答えいただきたい。

それから、先ほどから利用の話があるんですがね。一番利用が多い月は8月ですよ。余熱利用で一番利用が多いのは8月、去年の8月度をちょっと調査してみますとね、プール利用者が2万5,416人、休養施設、これはお風呂を含むですが2,357人、合計が2万7,773人、この統計からいくとお風呂の休養室の利用は8.5%です。ところが、この利用者の分類はですね、500円の人と100円の人を分けたというんですよ。いいですか、つまり500円払ってプールに行った人が91%。100円払ってお風呂等に行った人は8.5%いる。こういうことなんです、500円を払ってお風呂に行く人がいるんです。これ統計上出てきてないです。これとってみえるんですか、こういう統計。500円払ってお風呂に行く、さっき言われましたね、アンケートで。お風呂へいく人が何人とか、プールだとか。こういう点から、例えば平成24年8月の利用実態について、プールに行ってお風呂に行く人はどの程度いるのか分析されたことあるんですか。合わせてお答えください。

もう一つ、聞かせていただきたいんですが、設計段階で住民の声が、どの程度実施設計に反映されているのか。私3月定例会のときに前所長にこれお尋ねしました。実施計画書が私、手になかったんで、設計図をいただきました。出してもらってね。その設計の内容は、4町4地区の皆さんに説明がされているのかとこの設計内容というのはということをお尋ねしました。改めて聞きたいんですが、実施設計書は、4町の皆さんに説明されているのかどうか、もし説明されているとしたら、どの段階まで説明されているのか、いつ説明されたのかお答えいただきたい。大建設は、設計会

社の大手の設計会社です。この会社はですね、基本設計の段階でフィットネスやあるいはスイミングなどの専門的な業者のヒアリングを行っている。大建設はね、ヒアリングを行っていますが、その事実をご承知ですか、合わせてお答えください。

○議長（沖野温志）

所長。

○所長（藤田勝俊）

先ほど、大建設のアンケートの調査結果について、確信的に答えはできないのかというお話でしたが、職員の中でもその当時携わったものもおりまして、そちらのほうから聞いているというお話でございます。

それから、2点目の改善する温浴施設の関係でございます。こちらのほう、二重投資ではないのかというお話でございますが、これにつきましてもアンケートの中で、先ほど議員がおっしゃられるように温浴施設ということで要望が高かった。またそのアンケートをあげられた方の年齢層ですが、議員のほうが高齢者の方が多いというふうにおっしゃったのですが、実際は内容につきましては、それぞれの年齢層になっております。そういったこともありますので、あの高齢の方ではございません。

それで、あとこの二重投資というお話もあったかと思うんですが、これにつきましては、今回新設します温浴施設につきましては、今ある単なる泡風呂というんですか、クアコーナー部分だけではなくて、ジェットバスみたいなものも設けます。あるいは、また深さにつきましては多様なものになります。それで温浴施設ということで、お風呂をなくすということではなくて、お風呂の機能はですね、水着を着て入っていただくということもあるんですが、その機能は残すというふうに改修するというふうにご理解をいただきたいと思います。

それから、あとその実施設計は地区のほうに説明したかというようなお話だったかと思うんですが、これにつきましては、私のほうも実施設計のほうについては、この細かい内容につきましては3月の議会で議決をいただいておりますので、それ以後の地区の説明を考えております。しかし、この基本設計をつくる際にこの内容につきましてはこういった改修を今考えているといった内容につきましては、私あの今までの所長経験者に電話をさせていただきまして、確認をさせていただきましたところ、ちょっと日にちまでは確定はできなかったですが、そういった説明は地区のほうにはしているというような話を伺っておりますので、よろしく申し上げます。

○12番（高橋憲二議員）

どの範囲ですか。

○所長（藤田勝俊）

範囲ですか。地区長さんというふうに私は伺っております。

それから、このアンケートの中でヒアリングというお話があったかと思うんですが…。

○12番（高橋憲二議員）

アンケートじゃなくて、実施設計の基本設計の段階の…。

○所長（藤田勝俊）

アンケートのごめんなさい、実施設計の段階でヒアリングがあったか、それを知っているかというお話なんですが、それにつきましてはヒアリングを実施設計の段階で指定管理のほうの関係もありましたので、その関係のところへヒアリングを行っているというふうに承知しております。よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（沖野温志）

12番高橋憲二議員。

○12番（高橋憲二議員）

いろいろおっしゃいましたが、大建設が22年に基本設計をつくられるときに、これらのスポーツジムを経営する皆さんの意見を聞いておられます。

これは先ほど山本議員がご指摘をしましたが、よりよい設計にするために専門業者の意見を聞かれることを私は否定いたしません。ただ、ご答弁ありましたように将来の指定管理ということをお前提にして今回ちょうどお出しになっているので、基本設計の段階で3社名前を申し上げてもいいんですが、具体的な将来、指定管理に流れるかもしれない業者の意見を聞かれているということはいかがなものかと。

専門的な知識をよく聞いて立派な設計をしてみえるのは否定しませんが、指定管理を前提にした場合に、指定管理の対象になるようなそういう団体、会社の意見を基本設計の段階でお聞きになるかどうかということをおちょっと申し上げておきたい。これはちょっと管理者の意見聞かせていただきたい。それにも関わらず住民の側には、基本設計の段階はおろか、実施設計ができた段階においてもきょうの話では、地区長さん程度に話を説明したというお話ですよ、今のお話は。これは、逆転しているじゃないかと仕事の順番が。もちろん、大建設は設計のプロですから、そこが大いに意見を聞かれることに否定しませんが、同時にその段階でなぜ周辺4地区の関係の皆さんの意見を聞かれなかったのか。将来、指定管理になる関係の専門的な企業の意見を聞かれました。その企業が、お風呂はまずいぞと、管理含めてお風呂はまずいぞということで基本設計からはじかれたということだって、うがった見方をすれば成立するんじゃないですか。地区長の皆さんにはさらっと、前任者、前々任者の話を聞くと説明をされたのではないかと。ここが私ね、本件のもっとも重要なところだと思います。私は先ほど申し上げたように今日的なニーズにこたえて、フィットネススタジオやトレーニングジム、結構だと思います。もっとはやって皆さん使ってもらうことを否定して

いるわけじゃない。ただ、今回の陳情にもありますようにこのお風呂を楽しみにされている皆さんの期待や声を何でもっと幅広く、懐深く受け入れていかないのかの可能性と条件はあるのにも関わらず、なぜそれをきられたのか。この点が私解せないです、今でも、解せないんです。

それで、具体的に申し上げたいのですが、じゃいつ地区の皆さんに説明をされるのかということです。そして、説明をされるとしたら、地区長さんにちょっと寄ってもらって話をするのではなくて、私は対象者を広く集まれるような、希望する方が説明を聞かれるような日程と会場をセットされて、そこで充分説明をしていただき、充分ご意見に耳を傾けられるべきだと、少なくともこのことが必要だというふうに思いますが、いかがですか。お約束いただけますか。これ管理者。所長でも結構ですよ。最終的には管理者にその当たりをしかと確認する。

もう一つありました。きょう、私、ここの会場に来る前にゲートボール場を拝見してきました。利用が少ないから、風呂をやめるとおっしゃるのですが、あのゲートボール場は草が生えております。近年、使われた形跡がない。玉を転がした足跡もない。草が生えて、もうちょっと前はがらくたが転がっていたんですね。いや、さすがにちょっと問題になって、がらくたを処理された。今草が生えていますよ。これは、帰りに皆さん見てほしいと思いますよ。こういう施設をそのまま放置して、お風呂は利用が少ないからね、改装するというこれはちょっと二律背反、皆さんが自ら手につばをするような話じゃないですか。私は納得いってないですね。こういう管理の仕方は。ゲートボール場はあれでいいのですか、どうですか。

○議長（沖野温志）

ちょっと待って。

高橋憲二議員、賛否は言われてないのですけれども…。

○12番（高橋憲二議員）

当然、反対です。

○議長（沖野温志）

はい。了解しました。

所長。

○所長（藤田勝俊）

まずは、将来指定管理になるかもしれない事業な所のヒアリングをというようにお話だったのですが、私どもも、基本計画をつくるときに、つくるときに議会の方からもそういった要望があり、リニューアルしてくれという要望がございました。その中には、指定管理についても検討して欲しいというようなご意見もございましたので、そういったことも加味して、ヒアリングをさせていただいたという経緯がございます。

また、周辺4地区への説明の関係でございますが、これにつきましては、今後、地区長さんと集

まる機会が7月にございます。そちらのほうでご協議をさせていただいて、今後どういう形で処置のほうをしていくかということを考えさせていただきたいなというふうに思っております。

それで3点目のゲートボール場についてでございますが、ゲートボール場は議員が言われるように、開設当初につきまして、ゲートボール熱も高くて、非常に利用があった状況でございました。しかし、近頃は言われるように全く利用がないというような状況でございますので、そのままに放っておくということはちょっと私どももよくないなということは認識をしておりますので、今後検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（沖野温志）

管理者。

○管理者（竹中良則）

今は所長のほうからお答えさせていただきましたが、私からしましては、大建設さんが何か将来関わりがある可能性もあるような、そういう専門のところからいろいろ意見を聞いていることがあるというお話があったんですが、ちょっと私それ存じ上げていないわけなんですけれども、それはあくまでもいろいろこの議会の中でも昭和62年にこういう余熱施設がオープンして、これ以外にもいろんな要望が、その当時の時代背景としてあった。それで、整備をさせていただいて、今までやってきた中で、このリニューアルするにつけて、より高度な利用勝手のいい、皆さん方が現在の時代に合ったような、そういう利用したいという、主にはどうでしょうかね、最近の傾向でいくと健康増進的なそういうような施設が市民の皆さんの要望で、非常に私どもも受け止めておりますが、ふえてきているというようなことから、そういうような専門的なご意見を設計屋さんがお聞きになるために、よりレベルの高いリニューアルの構想を練るためにお聞きになられたのかなというふうな、私の受け止めかたで今お話を聞かせていただきましたので、よろしくご了解のほどをお願いしたいと思います。

○12番（高橋憲二議員）

説明会をお願いします。

○管理者（竹中良則）

説明会はですね、今、前回のときもお話させていただいたかと思いますが、それぞれ地区さんのほうでは、西中さんを中心になんか説明会、説明会というのか、役員さんやなんかにお話をされたあるいは、刈谷のほうではこの近隣の野田さんを中心に、どこら辺まで私もされたのか具体的には聞いておりませんが、ご意見をお聞きをさせていただきながら進めてきた結果だというふうに受け止めておりますので、これから先に全住民の方々を対象にやるには、関係するこの近隣の方々を対象に改めて説明会をするというのはちょっとまだ、必要なかどうかというようにちょっと

思いを抱いております。

よろしく申し上げます。

○議長（沖野温志）

12番 高橋憲二議員。

○12番（高橋憲二議員）

先ほど、実施設計がまだ明確でない段階で、議会議決もされてない段階で、説明するのはいかなものかという所長のご意見なんです、一応、ここで整ったわけですよ。それで、あとは工事発注、そして指定管理者の指定されるんですが、この過程で私はぜひ住民の皆さんに得心のいくようなご報告をされる機会をもって欲しい。これ私の最低限度の行政側の仕事、今日の住民参加、情報公開当たり前だと思うのですが、改めてその点の答弁を求めたいし、要望しておきたい。

○議長（沖野温志）

これより本案を採決いたします。一部に反対意見がありますので、これより起立採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（沖野温志）

ありがとうございました。

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもちまして、平成25年7月刈谷知立環境組合議会臨時会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

午前11時35分閉会

会議録署名議員

刈谷知立環境組合議会議長 沖野 温 志

刈谷知立環境組合議会議員 佐原 充 恭

刈谷知立環境組合議会議員 高橋 憲 二